

J R 東海労働関西地「発」第7号  
2022年3月29日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

### 第一事業所における「2022年3月ダイヤ改正変更」に関する申し入れ

第一事業所において、3月12日から実施のダイヤ改正から、始終業時刻の変更、時間延長（残業）、公休の指定変更などが発生している。社員に対して説明を行ったが、説明ならざる説明で終わっていて、社員からの質問にまともに答えられないといった状況である。このような曖昧な状態のまま3月12日から変更点を実施されている。

時間延長（残業）が業務指示なのかも明らかにされず、時間延長（残業）が出来ない場合はどうするのかについても何も説明されていない。そのため職場では混乱が発生している。

よって、下記のとおり申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をされたい。

### 記

1. 時間延長は、就業規則第35条による業務指示なのか明らかにすること。社員に対して、時間延長（残業）が就業規則第35条による業務指示なのかについて説明していない理由を明らかにすること。
2. 就業規則第35条3「正当な理由がなければ、これを拒むことはできない」とあるが、正当な理由とは何か明らかにすること。また、正当な理由であることを、誰がどのように判断するのか明らかにすること。
3. 時間延長の対象となる社員に対して、時間延長が出来ることの同意を得ること。同意が得られない場合の代替え要員は、時間延長を希望する社員を募るなどして確保すること。
4. 第一事業所において、4月分の勤務指定表の発表が3月25日の昼過ぎまで遅れた理由を明らかにすること。
5. 4月の勤務について、JRからの出向社員に対してこれまで指定されていなかった1組と3組が指定されている理由を明らかにすること。また、時間延長（残業）が発生する金曜日と日曜日に5組と6組を指定していない理由を明らかにすること。
6. 4月の公休基本パターンは発表されているが、5月以降の公休基本パターンの発表時期などの取り扱いを明らかにすること。

以上